

通算制度移行に伴う標準仕様書の修正点（案）

1 税額控除不足額相当額、税額控除超過額相当額の追加

通算制度移行に伴い、新たに法人税割額からの控除項目として税額控除不足額相当額、法人税割額への加算項目として税額控除超過額相当額が加わることにより、標準仕様書の整備が必要。

機能要件		訂正箇所
2.1.6	送付対象管理 (一括処理)	・前事業年度の法人税法の規定によって計算した法人税額(使途秘匿金の支出がある場合の法人税額の加算額、土地譲渡税額等及び 税額控除超過額相当額等の加算額 を除く。)
2.2.28	申告入力(確定申告)	「 ・税額控除超過額相当額の加算額 」を追加。
2.2.31.2	申告入力(確定申告)	外国の法人税等の額の控除額について、控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 の管理～(略)～計算後の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 が参照できること。
帳票要件		訂正箇所
No58 ※No59も 同様	月別控除明細表 (外税・仮装経理)	月別累計の標準・超過税率別の控除額の法人・事業年度別の明細表 (税額控除超過額相当額の加算/仮装経理控除/外国関係会社等に係る税額控除/外国税額控除/寄附金控除/租税条約控除)
No 2	更正決定通知	出力項目・レイアウトに 税額控除超過額相当額 の加算額を追加。
帳票印字項目		訂正箇所
予定申告書の印字項目として 追加		⑫ 税額控除超過額相当額の加算額 (以降項番ズレ・別紙様式に合わせて記載)

税額控除不足額相当額は新様式である第20号の4様式別表7において管理する。控除額は、改正後の第20号の4様式において控除外国税額と合算して計算されるため、「税額控除不足額相当額の控除」そのものは控除額としては現れない。

そのため、控除額のシステム上の管理及び交付税計算における超過税率、標準税率の計算上は項目として定義する必要はないものと思料。

2 通算法人、連結法人の併記について

グループ通算制度は令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からその適用が始まり、これに対応した新様式等は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から使用することとなるが、少なくとも令和5年中までは、連結納

税制度による申告が残るため、新様式は通算と連結の併記となっている。

第 2.0 版標準仕様書が公開される予定の令和 4 年夏頃には、まだ連結納税による申告が残っており、また、通算移行後も修正申告等への対応が必要なため、連結に係る記載を完全に削除、置換えするのではなく、通算との併記とすべきである。ただし、数年後に仕様書の改定が必要。

<併記のイメージ>

機能要件		実装すべき機能
【案】 1.1.16	通算法人管理 及び 連結法人管理	<p>通算子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できる機能。</p> <p>当該法人がシステムに登録されていない場合には、通算親法人の法人名、所在地及び通算開始日又は連結加入日を直接入力できること。</p> <p>連結子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できる機能。</p> <p>該当法人がシステムに登録されていない場合には、連結親法人の法人名、所在地及び連結開始日又は連結加入日を直接入力できること。</p>

3 各種用語及び項ズレに伴う修正（例）

機能・帳票要件	訂正箇所
<p>①各項目用語の修正</p> <p>※ 連結関係の用語は、連結申告法人への対応の必要がなくなるまで残しておき、第 2.0 版では、通算関係の用語はひとまず併記とする。</p>	<p>○併記 連結法人／通算法人 連結子法人／通算子法人 連結親法人／通算親法人 連結親子区分／通算親子区分 ほか</p> <p>○現行のまま 機能要件 <2.1.6 考え方理由>連結法人税個別帰属支払額 <2.2.13 機能本文>個別帰属税額</p>

	<p><2.2.28 機能本文> 個別控除対象所得税額等相当額</p> <p>帳票印字項目</p> <p><更正決定通知書 21、36/ 予定申告 14></p> <p>個別帰属法人税額</p> <p><更正決定通知書 27、42/ 予定申告 17></p> <p>個別控除対象所得税額等相当額</p> <p><予定申告書 22></p> <p>個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額</p>
②各様式項ズレに伴う修正	<p>機能要件</p> <p><1.1.1><2.2.15></p> <p>全従業者数（第 20 号様式の⑳）、当該団体従業者数（第 20 号様式の㉑）、税率適用従業者数（第 20 号様式の㉒）</p> <p><2.2.37>第 20 号様式の㉓欄</p> <p>帳票印字項目</p> <p><更正決定通知書 31></p> <p>「差引法人税割額」（第 20 号様式㉔）を出力した上で、「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額」（第 20 号様式㉕）を出力しないと、「納付すべき法人税割額」（第 20 号様式㉖）との計算の繋がりが分かりづらくなるため、出力は必須とする。</p>
③地方税法項ズレに伴う修正	<p><2.1.4>地方税法第 321 条の 8 第 31 項の規定</p> <p><2.2.37>地方税法第 321 条の 8 第 35 項に～</p>

通算法人に係る中間申告への対応は、システムで実装することでの程度の費用対効果があるか不明です。以下のいずれの案とするか、その理由も含めてご回答ください。(貴団体の法改正対応として改修見込か、想定する運用方法も合わせてご教示ください)

①実装不要

②実装してもしなくても良い機能

なお、本件については WT 構成員の皆様のご意見を踏まえた上で、

APPLIC 税 TF へ実装可能性を確認する予定です。

4 通算法人の中間申告に係る対応

○改正前の地方税法における予定申告税額の算出方法

$$\boxed{\text{前事業年度の法人税割額} \times 6 \div \text{前事業年度の月数}}$$

○改正後の通算法人の予定申告額の算出にあたって

上記の計算式における「6」は通算親法人の通算事業年度開始の日から6月を経過する日の前日までの期間となった。

また、中間申告書の提出期限も改正前の、事業年度開始の日から6月を経過した日から2月としていたところ、通算親法人の通算事業年度開始の日から6月を経過する日から2月とされた。

< 修正が及ぶ可能性のある項目 (赤字は修正の一例) >

機能要件		訂正箇所
1. 1. 16	通算法人管理 及び 連結法人管理	(略) 通算親法人の法人名、所在地、通算開始日又は通算加入日 及び通算親法人事業年度 を直接入力できること。
2. 1. 1 ※2. 1. 2、2. 1. 3、 2. 1. 12、2. 1. 13 も同様	申告書・納付書作成 (一括処理)	指定した決算年月 (通算法人の予定申告については 通算親法人の決算年月を基に自動判定) の法人を対象に・・・
2. 1. 6	送付対象管理 (一括処理)	・ 前事業年度の法人税法の規定によって計算した法人税額 ÷ 前事業年度の月数 (端数切上) × 6 (通算子法人においては 通算親法人の通算事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数) > 10万
帳票印字項目		訂正箇所
予定申告書の印字項目として 追加		通算親法人の事業年度の期間 (実装してもしなくても良い項目)

第 1.0 版標準仕様書では、事業年度の管理までは不要として、管理項目にしていない。

問題となるのは通算グループへの加入直後の事業年度であるため、発送処理やプレ印字までは、対応がなくても致命的な問題はないと思われる。ただし、申告入力機能は必須。